

(例規 36)

陸幕衛第 170 号
56. 11. 30

改正	昭和 57 年 3 月 19 日陸幕衛第 51 号	昭和 57 年 9 月 20 日陸幕衛第 160 号
	昭和 57 年 11 月 19 日陸幕衛第 178 号	昭和 59 年 10 月 9 日陸幕衛第 158 号
	平成 6 年 11 月 14 日陸幕衛第 304 号	平成 9 年 8 月 29 日陸幕衛第 201 号
	平成 10 年 3 月 20 日陸幕衛第 68 号	平成 12 年 1 月 31 日陸幕衛第 25 号
	平成 19 年 2 月 22 日陸幕衛第 44 号	平成 20 年 4 月 25 日陸幕衛第 146 号
	平成 20 年 12 月 17 日陸幕衛第 379 号	平成 22 年 3 月 31 日陸幕衛第 92 号
	平成 24 年 9 月 3 日陸幕衛第 341 号	平成 27 年 3 月 26 日陸幕衛第 92 号
	平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号	令和 2 年 2 月 17 日陸幕衛第 63 号
	令和 3 年 3 月 30 日陸幕衛第 78 号	令和 4 年 3 月 31 日陸幕衛第 98 号

陸上総隊司令官
各方面総監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長
(公印省略)

自衛隊の病院及び医務室における診療経費について (通達)

標記について、昭和 57 年 4 月 1 日から別添により実施されたい。

添付資料：防衛生第 4618 号 (42. 11. 20)

防衛生第4618号
42.11.20
改正 防衛生第1251号
48.3.22
改正 防衛生第4644号
48.10.26
改正 防衛生第2562号
51.6.18
改正 防衛生第5837号
52.12.26
改正 防衛生第821号
56.2.23
改正 防衛生第5669号
56.11.21
改正 防衛生第4669号
57.9.17
改正 衛生第5725号
57.11.18
改正 教衛第7030号
59.9.29
改正 教衛第5630号
6.9.30
改正 防人第4464号
9.8.8
改正 防人衛第369号
12.1.26
改正 防人衛第11808号
18.12.28
改正 防人衛第4023号
20.3.31
改正 防人衛第13533号
20.11.22
改正 防人衛第1411号
22.2.9
改正 防人衛第3813号
22.3.30
改正 防人衛第10565号
24.8.6
改正 防人衛第19307号
26.12.26
改正 防人衛(防)第8401号
31.4.26
改正 防人衛(防)第1338号
令和2年2月4日
改正 防人衛(防)第20680号
令和2年12月25日
改正 防人衛(防)第4717号
令和3年3月25日
改正 防人衛(防)第71号
令和4年3月14日
改正 防人衛(防)第78号
令和4年3月16日

施設等機関の長
各幕僚長
統合幕僚会議議長
技術研究本部長
調達実施本部長
防衛施設庁長官
殿

防衛庁長官

自衛隊の病院及び医務室における診療経費について（通達）

自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号。以下「訓令」という。）第8条の規定に基づき、病院又は医務室において診療経費を徴収すべき場合の診療経費の算定及び徴収について下記のとおり定める。

記

1 診療経費の算定

- (1) 防衛省共済組合の組合員及びその被扶養者（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）第59条の規定により継続療養の給付を受けることができる者を含む。以下「組合員等」という。）が公務によらない病気又は負傷について当該共済組合から療養（入院時における食事療養を除く。）の給付を受ける場合の診療の経費の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表に定める基準に基づき算定した点数に1点の単価を7円として乗じて得た額とする。
- (2) 前号の場合以外の場合の病気又は負傷に係る訓令第2条第1号から第5号までに掲げる診療（入院時における食事の提供を除く。）の経費の額は、診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表に定める基準に基づき算定した点数に1点の単価を10円として乗じて得た額とする。
- (3) 入院時における食事の提供の経費の額は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）別表に基づき算定した額から健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した額とする。
- (4) 労災認定を受けた患者への診療経費の算定の額は、「労災診療算定基準等の一部改定について（平成22年4月1日付厚生労働省労働基準局労災補償課長通知）」の7

の（１）に基づき、労災診療単価１点を１１円５０銭として乗じた得た額とする。

２ 診療経費の徴収

（１）自衛隊の病院又は医務室の所在する部隊又は機関の歳入徴収事務を所掌する歳入徴収官又は歳入徴収官代理（以下「歳入徴収官等」という。）は、次のア及びイに掲げる額を、診療経費に係る納入告知書をもって診療を受けた組合員等の所属する組合支部長あて翌月２０日までに請求しなければならない。この場合において、歳入徴収官等は、診療経費に係る納入告知書に、病院については別記様式第１による組合員等病院診療経費請求明細書を、医務室については別記様式第２による組合員等医務室診療経費請求明細書を添付するものとする。

ア 組合員にあっては、前項第１号に定める診療経費の額に１００分の７０を乗じて得た額及び前項第３号に定める診療経費の額

イ 組合員の被扶養者にあっては、前項第１号に定める診療経費の額に法第５７条第２項第１号イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イからニまでに定める割合（法第５５条の２第１項に規定する組合員の被扶養者にあっては、法第５７条の２の規定に基づき防衛省共済組合が定めた割合）を乗じて得た額及び前項第３号に定める経費の額

（２）歳入徴収官等は、前項第１号に定める診療経費から前号ア又はイに定める額（前項第３号に定める経費の額を除く。）を控除した額を、診療の都度、組合員又は組合員の被扶養者から現金で徴収しなければならない。

（３）歳入徴収官等は、第１項第２号に定める診療経費及び同項第３号に定める食事療養標準負担額については、その全額を診療の都度現金で徴収しなければならない。ただし、健康保険法第６３条第３項第１号に規定する保険医療機関の指定を受けている病院においては、第１項第２号に定める診療経費の徴収については、健康保険法等関係法令の定めるところによること。

３ 助産その他第１項に定める診療以外の診療の経費の額の算定は、次の各号に定める点数に、第１項第１号に掲げる者及び自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第４６条第１項第１号に掲げる者においては１点の単価を７円として乗じて得た額（第２号に規定する入院時食事料は同号に定める額。以下この項において同じ。）、その他の者においては１点の単価を１０円として乗じて得た額とし、歳入徴収官等はその額を診療の都度現金で徴収しなければならない。

（１）文書料等

ア 文書料は、別表第１のとおりとする。ただし、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号）、法及びこれらの法律に基づく諸規定によるもの並びに病院長又は医務室の管理に当たる医

師若しくは歯科医師が職務遂行上必要と認めるものについては、文書料を徴収しない。

イ 再発行料（患者の責による紛失等の場合）は、別表第1の2のとおりとする。

(2) 分娩介助料等

分娩介助料等は、別表第2のとおりとする。

(3) 検査料等

妊産婦並びに新生児及び胎児に対する検査料等は、別表第3のとおりとする。

(4) 健康診断料

健康診断料は、別表第4のとおりとする。ただし、自衛隊法及び当該法律に基づく諸規定によるもの並びに病院長又は医務室の管理にあたる医師又は歯科医師が職務遂行上必要と認めるものについては、健康診断料を徴収しない。

(5) 予防接種料

予防接種料は、別表第5のとおりとする。ただし、防衛省本省歳入歳出予算科目表中医療費支弁によるもの以外の予防接種については、料金を徴収しない。

(6) 特殊な診療行為等における料金

特殊な診療行為等における料金は、別表第6のとおりとする。

(7) その他

病院長は、前各号の規定により難しい場合には、防衛大臣の承認を得て、別に定めることができる。

4 要介護認定等に係る主治医意見書の記載に係る対価

介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第34条までに規定される要介護認定又は要支援認定に係る主治医意見書の記載に係る対価は、次の表のとおりとし、歳入徴収官等はその額をその都度現金で徴収しなければならない。

	外来患者	入院患者
新規	5,000円	4,000円
継続	4,000円	3,000円

注意： 継続とは、当該被保険者に係る前回の主治医の意見書と同一の医療機関又は主治医が意見書を記載する場合をいう。

5 産科医療補償制度の掛金に相当する額

歳入徴収官等は、産科医療補償制度において、自衛隊の病院又は医務室から公益財団法人日本医療機能評価機構に対して支払う掛金に相当する額として、1分娩につき16,000円を退院時に現金で徴収しなければならない。

6 この通達は、昭和42年9月1日から適用する。

別記様式第1

組合員等病院診療経費請求明細書

金 円

年 月分 防衛省共済組合 組合員
被扶養者 分診療経費

(一般診療 入院 入院外)
(歯科診療 入院 入院外)

組合員証		氏 名	傷 病 名	療養の給付		食事療養		一 部 負担金 徴収額	備 考
記号	番号			診療 入院 日数	点 数	食事 日数	金 額		
計		名			点		円	円	

(記入要領)

- 1 この明細書は、組合員・被扶養者のそれぞれについて、一般診療の入院・入院外及び歯科診療の入院・入院外をそれぞれ別葉として作成すること。また不要文字は抹消すること。
- 2 継続診療を受ける者については、備考欄に継続療養給付の開始日を記入すること。
- 3 一部負担金徴収額は、組合員・被扶養者から徴収した一部負担金の総額を記入すること。

別記様式第2

組合員等医務室診療経費請求明細書

金 円

年 月分 防衛省共済組合 組合員
被扶養者 分診療経費

組合員証		氏 名	傷 病 名	療養の給付		食事療養		一 部 負担金 徴収額	備 考
記号	番号			診療 入院 日数	点 数	食事 日数	金 額		
計		名			点		円	円	

この表のとおり診療した。

令和 年 月 日

医務室名

医 官 階級 氏名

歯科医官 階級 氏名

(記入要領)

- 1 この明細書は、組合員・被扶養者のそれぞれについて、一般診療・歯科診療をそれぞれ別葉として作成すること。また不要文字は抹消すること。
- 2 継続診療を受ける者については、備考欄に継続療養給付の開始日を記入すること。
- 3 一部負担金徴収額は、組合員・被扶養者から徴収した一部負担金の総額を記入すること。

文 書 料 点 数 表

区 分		点 数		摘 要
診 断 書 類	診 断 書	300点	2通以上を必要とする場合は、1通増すごとに所定点数を加算する。	
	特殊診断書 1 恩給診断書 2 自動車損害賠償保険診断書 3 生命保険入院給付診断書 4 その他の特殊な診断書	400点。ただし、恩給診断書は600点、自動車損害賠償保険診断書は500点、生命保険入院給付診断書は700点、後遺症・後遺障害診断書は800点、福祉年金診断書、児童扶養手当障害認定診断書及び福祉手当認定診断書は160点とする。		
	死亡診断書	450点		
	死体検案書			
	病 歴 書	300点		医師又は歯科医師が新たに作成し証明するもの
そ の 他	診療報酬明細書	200点		
	出生証明書	300点		
	入・退院証明書 医療費支払証明書 その他の証明書	300点		

再発行料点数表

区 分	点 数
院外処方箋	診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表及び別表第2 歯科診療報酬点数表に定める基準に基づき算定した点数の処方箋料の例による。

分娩介助料等点数表

区 分	点 数
分娩介助料	15,000点（2児以上の場合は、1児増すごとに7,500点を加算する。）。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該点数にその20/100に相当する点数を加算した点数とする。 1 午後5時から翌日の午前8時30分までの間における診療 2 休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）の午前8時30分から午後5時までの間における診療
新生児管理料	1日 457点
入院料	診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表に定める基準に基づき算定した点数の入院料及び入院時医学管理料の例による。
入院時食料	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準別表に基づき算定した額の例による。
子宮内避妊器具挿入料	1回 3,750点
子宮内避妊器具抜去料	1回 1,250点

検査等点数表

区 分	点 数
新生児先天性代謝異常検査採血料	1回 290点
新生児聴覚検査・スクリーニング料	1回 600点
胎児心拍スクリーニング料	1回 190点
臍帯血血液ガス分析検査料	1回 285点
クアトロテスト検査料	1回 1,550点
羊水染色体検査料	1回 7,550点
羊水染色体検査料・FISH法	1回 9,250点
助産師妊婦指導料	1回 200点
産後検査料	1回 375点
乳房管理料	1回 300点
乳児健康相談・指導料	1回 200点
人工授精料	1回 1,000点

別表第4

健康診断料点数表

区 分	点 数
基本健康診断料	診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表に定める基準に基づき算定した点数の初診料の例による。
そ の 他	診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表に定める基準に基づき算定した点数の特掲診療料の例による。

別表第5

予防接種点数表

区 分	点 数
診 察 料	診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表に定める基準に基づき算定した点数の例による。
注 射 料	同上（ただし、使用薬剤の価格は、購入原価を基準に定める。）

特殊な診療行為等点数表

区 分	点 数
医師医療相談料（保険会社等相談含む。）	1 30分まで1回につき、500点 2 30分を越える場合は、30分増すごとに250点を加算する。
保険給付外の材料等による歯冠修復及び欠損補綴	1 病院については、当該病院が所在する地域の医療機関において徴収している額を踏まえて、病院長が防衛大臣の承認を得て、別に定める点数 2 医務室については、当該医務室が所在する地域の医療機関において徴収している額を踏まえて、当該医務室を監督する幕僚長が防衛大臣の承認を得て、別に定める点数